

# 平成28年12月9日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成28年12月9日 午後3時29分  
古賀市役所中会議室
- 2 閉会日時 平成28年12月9日 午後6時15分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 市民農園開設の認定について

---

午後3時29分開会

○事務局長( ) 寒い中、現地視察お疲れさまでございました。本日、総会は議案

5件でございます。また本日、傍聴の申請があつております。古賀市農業委員会会議規則第14条に、会議は公開することと定めておりますので、事務局で受け付けておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数を御報告いたします。出席委員数は19名で、全員の出席でございます。規則第7条に規定された過半数の要件を満たしていることから、総会成立を御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、会議規則第4条により、会長が議長となりますので、以降、議事進行を会長にお願いいたします。■会長、よろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■■ 本日は大変寒い中、長時間の現地視察御苦労さまでございます。

本日、農業委員会の会議は、あくまで古賀市の農業を守り、農業者を守る話題でございますので、忌憚のない御意見で議事をスムーズにいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座らせてもらいます。

それでは、ただいまから平成28年度12月の定例農業委員会を開催いたします。

○議長 ■■■■■ 本日の議事録署名人は、■委員さんと■■委員さんでお願いいたします。

○議長 ■■■■■ では、議案に入らせてもらいます。

まず、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

事務局、番号6から、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■■ それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号6について御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地をあっせんによる売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

今回のあっせんの内容につきましては、平成28年9月13日に申し出があり、10月11日の農業委員会にてあっせん委員の指名を行いました。その後、11月7日にあっせん協議会を開催し、売買についての協議が整ったことから、今回3条での申請がなされたものでございます。

それでは、まず申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は■■■さん、年齢34歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約13年ほどと聞いております。現在の農業経営状況は、ミカンの作付及び養鶏を営まれていらっしゃいます。

続きまして、お持ちの農機具でございますが、ローダー、草刈り機、軽トラック、軽ダンプをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地は、青柳にあります石瓦公民館の北東に位置します丸囲み内の斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今回の申請地に対する計画といたしましては、ミカンを作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は5,240.14平米で、今回の申請地2筆の2,244平米を合わせますと7,484.14平米となり、50アール要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら、何かないですか。

この件は、あっせん委員で通した案件でございますので、問題ないと思っておりますので、何もなければ採決をとりたいと思っておりますが、よろごさいましようか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] じゃあ、1号議案の番号6に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案の番号7、事務局お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 [ ] それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号7について御説明いたします。議案書の1ページをごらんください。

今回の申請は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくといった内容でございます。

それでは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は [ ] さん、年齢34歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約14年ほど伺っております。現在の農業経営状況は、水稻、イチゴ、イチジクを作付されていらっしゃいます。

続きまして、お持ちの農機具等でございますが、トラクター、田植機をそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

次に、位置図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、筵内にあります古賀東中学校の南西に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は水稻を作付されていらっしゃいますが、今後は畑としてイチジクを作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万9,386平米で、今回の申請地2,142平米を合わせますと3万1,528平米となり、50アール要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

第1号議案の番号7で、何か御質問がありましたら、何かないですかね。

○委員 2番 [ ] これも3条で農地として利用されるから、問題ないと思います。

○議長 [ ] はい、わかりました。ほかはないですかね。——ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第1号議案、番号7に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長 [ ] 第2号議案、市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について。

番号18、事務局お願いします。

〔議案朗読〕

○係 [ ] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号18について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、貸倉庫及び貸駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線、大塚交差点の南東に位置します斜線部1筆でございます。

続きまして、農地区分の御説明をいたします。

申請地の南側には、一部農地が広がっておりますが、他地目による分断、北側、東側、西側はそれぞれ他地目による分断がありますことから、約3,000平米の広がりとなっております。よって、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

今回の計画では、まず乗入口につきましては、南側道路1カ所からとなっております、また周囲にはコンクリートブロックを打つ計画となっております。

また、東側に倉庫を建築し、残りのスペースにつきましては駐車場として使用する計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。

まず、雨水につきましては水勾配を設け、倉庫の周囲に雨水枡を設置し、西側道路側溝へ排出する計画となっております。また、倉庫及び倉庫内の事務所から発生する雑排水につきましては、汚水管を設置しまして、前面西側の道路のほうへ現在集落排水の管が通っておりますので、こちらへ接続する計画となっております。

また、今回の計画では、西側の道路際に油水分離槽を設置されていらっしゃいます。

続きまして、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをごらんください。

今回の申請地につきましては、地盤改良後、道路高にあわせ約80センチの盛り土を行う予定となっております。

また、水勾配を設けますことから、南側から北側に向けての勾配がつけられている計画が示されておるところでございます。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は条件付承諾ということで、1、設計変更がある場合は、再度谷山開発委員会に申請すること。

2、地先ブロックは境界より30センチセットバックすること。

以上、2点の条件を付されまして、平成28年10月22日付の署名、捺印をいただいております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名及び捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

また、こちらの案件につきましては、現地でも御説明をいたしましたが、以前が違反転用で

ございましたことから、始末書の提出がっております。こちらの始末書について、読み上げをさせていただきます。

「始末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しています古賀市谷山■■■■番■■■の一部、約500平米を、昭和45年ごろより造園業をしている関係上、仮埋め場として利用し、平成18年ごろより平成25年ごろまで、車両の駐車場として利用してまいりました。

本来なら、農地法第4条または第5条申請をしなくてはならぬところを安易に考え、申請を怠り、古賀市農業委員会、谷山区の方々にも多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省しております。今後、このようなことがないようにしてまいります。

現在は農地として復元し、耕作可能な状況にいたしております。このたび、都合により売却するため、農地法5条申請をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。」との内容で、平成28年11月20日付の始末書の提出がっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■ ありがとうございます。

地元委員は私でございますので、一言させてもらいます。

10月22日に谷山区の開発委員会を開催をし、基本的に先ほど事務局の説明があったように、本人が造園業をしている関係上、余った立木を植えたというのが始まりでございます。当時は庭木は我が家に見てみたら、大丈夫ではないかという見方をしていましたが、私も当時はまだ農業委員じゃなかったのだからわかりませんでしたけど、帰って調べて早急にもとに戻すようにさせて、改良をさせております。

基本的に、谷山の開発事項を厳守してありますので、ああして話してありますので、今のところ基本的に問題ないんじゃないかなと思うてます。よろしくお願いいたします。

以上です。

何かほかに御意見ありましたら。何かないですか。——ないようでしたら、採決とらしてもらってもよろございますですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■ では、第2号議案、番号18に対して賛成されます人は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 ■■■■ 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号19、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■ それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号19について御説

明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の9ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、国道3号線、庄交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆であります。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の南側には、九州自動車道古賀インターチェンジ乗入口があり、乗入口からおおむね半径300メートル以内であることから、第3種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

今回の計画では、駐車場を示す計画がなされているところでございますが、現在のフェンスを壊し、駐車場までをコンクリートブロック及びフェンスで囲む計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。

まず、雨水につきましては東側から西側、また南側から北側に水勾配を設け、現況と同じく北側側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明させていただきます。議案書の11ページをごらんください。

先ほど雨水関係で御説明いたしました、東側から西側に向け、また南側から北側に向け水勾配を設けます関係上、計画高が示されておるところでございますが、最大で1メートルの盛土をする計画となっております。

なお、生活雑排水につきましては、今回駐車場用地のため発生いたしません。

また、現地でも御説明いたしました、今回の申請につきましては、現況で一部を取り込んでいる状況となっておりますことから、願末書の提出がなされておりますので、読み上げさせていただきます。

「願末書、昭和45年ごろ、古賀市庄■■■■番地■■に居住用住宅を建築いたしました。そのころは自動車も余り普及していなく、狭い出入口も不便とは思いませんでしたが、昭和50年代に入り自動車の普及が著しくなり、狭い出入口には不便を感じるようになり、耕作していない隣地、今回申請地の■■■■番■■について相談をしたところ、前所有者の■■■■氏より了解を得て、出入口の拡張を亡き父がいたしました。

農地法の不勉強とはいえ、簡単に農地の一部を転用したことを深くおわびいたします。今後、このようなことがないように十分配慮いたしますので、寛大なる処置をお願い申し上げます」との

ことで、平成28年11月25日付の願末書の提出がっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成28年11月14日付の承諾書の提出がなされております。

あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の [ ] 委員さん。

○委員 3番 [ ] 去る11月13日に、地元庄区の開発委員会を開いて、それで現地を確認してもらったとおり、一部通路にフェンスの問題箇所があり、それだけを指摘し厳重に注意しております。

願末書をつけるよう指導しておりますので、それで地元では許可しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましても、何か御質問がありましたら。ないですかね。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員 15番 [ ] 既に取り込んであったというような状況でございますし、先ほど18番でも同様というような状況もあるというところです。

願末書、始末書なり提出していただいて、了承をとっているというやり方でございますけれども、基本的にこういうやり方というのが、一般的なのかどうかですね。楽にやろうとすれば、非常にできるわけなんですね。その辺のところをちょっと危惧することなんですけども、いかがでしょうか。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] ただいまの委員の御質問に対してお答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、確かに悪意があれば、こういった願末書を出してということを通るといことは、やはり問題があるのではないかとこのように認識しておりますが、基本的に現在は違反転用があった場合に、農地パトロール等で現在地図の出し方等も変えてきております関係上、非常に違反転用状態がわかりやすい状況となっております。

平成に入りましてからは大分少なくなってきたおきまして、特に平成21年度の農地法の改正以降は、どんどん法律が厳しくなっております状況でございますが、やはり過去自分の土地だからいいのではないかと、そういった状況で取り込んでしまっている状況でありましたり、また、

隣地との境界がきちんとはっきり、特に農地につきましても、まだ国土調査が終わっておりませんので、はっきりしていない状況があったことから、口約束でここまでが自分の土地だ、そういったような認識を持って取り込んでいる場合が多々ございます。

こういった違反転用に対しましては、やはり早期発見、そして早期の改善というのが重要なことであるということは、事務局としても認識しておりますが、やはりこういった特に生活に支障が出るもの、今回は居住地スペースの中に取り込んでいるという状況でございますし、建物もありますので、基本的にそこを全部崩してまでというのは、なかなか難しい状況ではございますが、こういった顛末書をきちん示されて、また違反転用状況を解消しようというような状況でございますことから、事務局のほうとしても、今後こういったことがないようにという顛末書を付けさせていただいて、受理をしている状況でございます。

今後、このような違反転用が増えないよう、事務局としても、また農地パトロールの中でも強化してまいりたいと思っておりますので、委員さんの御協力につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 [ ] ようございますか。

○委員 15番 [ ] そういうことでいいんですけども、基本的にやはり広報とか住民周知がやはり十分ではないと。知らなかったということで、悪意はないんでしょうけども、されるということが多々あると思いますので、その辺のところもう少しやっぱし広報等で充実していくということが必要だと思っております。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] ただいま委員御指摘ございましたとおり、今の農業委員会の体制になりましたからは、実は農業委員会だよりにつきましても、内容を一部変えております。

と申しますのが、今まではやはり農業の情報というのが中心でございましたが、やはり農地法違反でございますとか、また相続の手続がきちんとされてないなど、さまざまな問題出ておりますので、農業委員会だよりのうちの1ページ分、1面を使わせていただきまして、農業をされてない方、例えば相続をされて農業従事をされてない方につきましても、わかりやすいような周知を努めてまいります。

また、前号から農地関係のそういった情報を出しておりますが、引き続き事務局としても、そういった情報というのを出して周知に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 [ ] ようございますか。はい、ありがとうございます。

ほかに何かありますか。——ないようでしたら、第2号議案の番号19に対して、採決をとら

せてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [REDACTED] では、第2号議案、番号19に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [REDACTED] 全員賛成。ありがとうございます。

同じく、第2号議案、番号20、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 [REDACTED] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号20について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、住宅建築をするといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の12ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかる麦田橋の南側に位置します斜線部1筆でございます。

続きまして、農地区分の御説明をいたします。

申請地の北側は河川による分断、南側及び西側は他地目による分断、東側につきましては、農地の広がりがございますが、その後他地目で分断されており、約4ヘクタールの広がりであることから、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

続きまして、計画図の御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。

今回の計画図には、建屋及び駐車場に関する計画が示されておるところでございます。

では、雨水及び雑排水関係につきまして御説明をさせていただきます。

まず、雨水排水につきましては、建物の周囲に雨水枡を設け、暗渠を通じ南側道路側溝へ排出する計画となっております。

続きまして、雑排水でございますが、雑排水につきましては污水管を設け、南側の既設の污水管、こちらにつきましては集落排水でございますが、下水道接続というふうに記載をされております。こちらは集落排水管で接続し、排出する計画となっております。

続きまして、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の14ページをごらんください。

今回の申請地につきましては、現在の現況が道路高に合わせていらっしゃいます。よって、盛土につきましては、北側の隣地境界の部分の法面がございまして、そちらの部分について70セ

ンチの盛土を行う計画となっております。

また、切土につきましては、発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成28年11月10日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の [ ] 委員さん、御説明をお願いします。

○委員 16番 [ ] 11月10日、12月9日に薦野地域の開発委員会が開催されました。この件について審議いたしました。

事務局から説明がありましたように、先立って委員会で審議、承認いただいた土地の隣でございます。今回も審議いたしました結果、何も問題なしとして署名、捺印いたしました。

どうか御審議をお願いします。終わります。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら御質問は。——ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第2号議案、番号20に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第2号議案、番号21に対して事務局、説明お願いたします。

〔議案朗読〕

○係 [ ] それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号21について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、自己用住宅を建築するといった内容でございます。

なお、本件につきましては、議案書を見ていただきますと、 [ ] 番、 [ ] 番の登記地目が山林となっております。しかしながら、現況が畑となっていることから、農地法第2条に基づく農地であるとのことでございますので、今回転用申請が必要な筆となっております。

また、今回の案件につきましては、過去同じ地番で同様の転用申請がなされており、昭和

47年に許可が出されておりますが、当時の譲受人、譲渡人双方の名義が変わっており、また住宅建築内容も変わっておりますことから、改めて申請がなされたものでございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、筵内にあります蔵園公園の北東に位置します丸囲み内の斜線部2筆でございます。

続きまして、農地区分の説明をいたします。

申請地の南側は河川による分断、北側、西側、東側はそれぞれ他地目による分断があることから、申請地のみ212平米の農地の広がりとなっておりますことから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の16ページをごらんください。

こちらにつきましては、山林の筆部分と転用の筆部分に色づけがしてありますことから、少し見づらくなっておりますが、御説明をさせていただきます。

今回の計画図につきましては、建屋及び駐車場に関する計画が示されております。

まず、雨水につきましては、建物の周囲に雨水樹を設け、西側の既設側溝へ排出する計画となっております。

また、雑排水等につきましては、こちら西側道路のほうへ現在下水管が通っておりますので、既設の下水管へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の17ページをごらんください。

こちらの図面につきましては、先に御説明させていただきますが、盛土の部分は黒色というふうに記載をしておりますが、こちらの部分がカラーで写っていなかったため、私のほうで実線を引かせていただいている斜線部分でございます。

今回の申請地につきましては、切土につきましては最大1.92メートル、また盛土は最大17センチを行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、1点、市の開発指導要項を遵守のこと、以上の条件を付されまして、平成28年11月24日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長 XXXXXXXXXX ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元の■■■■委員さん、御説明をお願いします。

○委員（6番 ■■■■ 21番の案件でございますが、11月24日に筈内の開発委員会を開催し、提示しまして、先ほど事務局から言いますように、説明がありましたように、市の開発要項を遵守するという条件で捺印しております。

以上でございます。御審議をお願いします。

○議長 ■■■■ ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問があれば。——ないようですので、採決をとりたいと思いますけど、ようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■ では、第2号議案、番号21に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 ■■■■ 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案、番号22、事務局説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■ それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号22について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、建売住宅を建築するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の18ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかる蔵園橋の北西に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

なお、こちらの点線部につきましては、こちらは原野登記でございますことから、こちらについての申請の記載はなされておられません。

では、農地区分の説明をいたします。

申請地の周囲四方は全て他地目による分断であり、申請地のみの299平米の農地の広がりであることから、2種農地ではないかと事務局では判断しております。

続きまして、計画図を御説明をいたします。議案書の19ページをごらんください。

今回の計画図には、建て売り住宅建築に関する建屋及び駐車場、庭等の図面が示されております。

では、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。まず、雨水につきましては、建

物の周囲に雨水桝を設け、北側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

続きまして、雑排水関係について御説明させていただきます。雑排水等につきましては、北側の道路へ既設下水管が通っておりますことから、こちらの北側既設下水管へ排出する計画となっております。

続きまして、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の20ページをご覧ください。

今回の申請地につきましては、最大90センチの盛土を行う計画となっております、ウッドデッキ部分までがちょうど法面勾配にかかるような計画となっております。

なお、切土につきましては、今回の計画では発生いたしません。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件つき承諾ということで、1点、古賀市の指導要項に従うこと、以上の条件を付されまして、平成28年11月24日付の承諾書の提出がなされております。

あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の [ ] 委員さん。

○委員 6番 [ ] この22番の案件につきましては、昭和45年ごろの団地の計画ということで、それから全然開発にも至ってなかったという案件でございますので、11月24日に市内の開発委員会を開きまして、協議いたしました。

内容につきましては、市の開発要項を守りなさいというだけの条件ということで承諾をいたしております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 [ ] ありがとうございます。地元委員さんの説明が終わりましたが、何かありましたら。——ないようでしたら、採決をとりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第2号議案、番号22に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 [ ] 続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画（案）の決定について。

事務局、お願いいたします。

○農政係 [ ] 第3号議案の朗読に入ります前に、今回3号議案、利用権設定について、[ ] 副会長、[ ] 委員、[ ] 委員が関係されますので、この後の議案朗読後、一時退席をお願いいたします。

[ ] 副会長、[ ] 委員、[ ] 委員 退席]

[議案朗読]

○農政係 [ ] すみません。[ ] 委員も、利用権の関係で、ちょっと一時退席をお願いします。済いません。

[ ] 委員 退席]

○農政係 [ ] 第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

それでは、22ページをごらんください。左上に、平成28年度第8号と書かれております。今回、新規で9件、そのうち期間借地が3件、更新で14件、合計23件の利用権設定のお申し出がっております。

整理番号49と51については、後の諸報告で報告いたしますけれども、合意回答の後に新たに別の方が耕作される案件となっております。

また、整理番号55から57について、字の登記を地域表示とさせていただいておりますけれども、そちらは小野南部土地改良区区画整理地内の案件となっております。

それでは、23ページ、整理番号49、貸し手、[ ]、古賀市薦野在住、借り手、[ ]、古賀市薦野在住。

利用権設定をする土地は、薦野字貝地の田んぼ1筆、904平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号50、[ ]、古賀市青柳在住、借り手、[ ]、古賀市青柳在住。

利用権設定をする土地は、青柳町の字百田の田んぼ1筆、1,077平米です。平成32年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

ます。

続きまして、整理番号51、貸し手、[REDACTED]、古賀市青柳在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳在住。

利用権設定をする土地は、青柳の字釜田の田んぼ1筆、字熊本の田んぼ2筆、合計2,171平米です。平成32年12月末まで、4年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、25ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号52、貸し手、[REDACTED]、古賀市筵内在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内在住。

利用権設定をする土地は、筵内の字熊鶴の田んぼ1筆、178平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号53、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住、借り手、[REDACTED]、古賀市薦野在住。

利用権設定をする土地は、薦野の字苦桃の田んぼ1筆、702平米です。平成31年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号54、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、[REDACTED]代表理事、[REDACTED]、古賀市薬王寺に事務所がございます。

利用権設定をする土地は、薬王寺の字深町の田んぼ5筆、合計3,249平米です。平成33年12月末まで、5年間の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、28ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号55、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、[REDACTED]代表理事、[REDACTED]、古賀市薬王寺に事務所がございます。

利用権設定をする土地は、薬王寺、一時利用地の田んぼ1筆、4,463平米です。平成31年6月15日まで、3年間期間借地での貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、29ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号56、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、

代表理事、  
古賀市薬王寺に事務所がございます。

利用権設定をする土地は、薬王寺、一時利用地の田んぼ2筆、合計4,869平米です。平成31年6月15日まで、3年間期間借地での貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、30ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号57、貸し手、  
代表理事、  
古賀市薬王寺に事務所がございます。

利用権設定をする土地は、薬王寺、一時利用地の田んぼ1筆、4,500平米です。平成31年6月15日まで、3年間期間借地での貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、31ページの記載のとおりとなっております。

整理番号58から71につきましては、利用権設定更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については、全て、地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、新規で受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長   
ありがとうございます。

第3号議案について、何か御質問がありましたら。——ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長   
では、3号議案について賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手14/14名〕

○議長   
全員賛成。ありがとうございます。

〔  
副会長、  
委員、  
委員、  
委員 着席〕

○議長   
それでは、第4号議案、非農地証明願について、番号2、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係   
それでは、第4号議案の番号2について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。申請の詳細につきましては、朗読のとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯につきまして、御説明をさせていただきます。議案書の48ページ及び別紙でお配りしておりますカラー刷りの資料1の1ページ及び2ページをご

らんください。

まず、■■■■■さんの御自宅につきましては、昭和53年に転用の手続が終わり、今回の非農地証明の申請地の東側についての手続がなされております。

しかしながら、今回の申請地につきましては、御自宅の建築の際にあわせて取り込んでおり、現在まで38年間使用されていらっしゃいます。

また、課税の状況につきましては、建築当時より宅地として課税されておりましたことから、そのまま気づかず現在の状況に至っております。

今回、■■■■■さんの御自宅を改築するに当たり、測量を行ったところ、事の顛末がわかり農業委員会事務局へ相談がありましたことから、今回の非農地証明の申請に至っております。

なお、資料1をごらんいただきまして、まず1ページの部分でございます。こちらの部分でございますが、こちらが車庫及び倉庫になっている部分のおおよそ半分の部分が、今回の申請地にかかっておりますところでございます。こちらを航空写真で上から照らしたものが、2ページ目となっております。

では、あわせて位置図の御説明をさせていただきますので、48ページをごらんください。今回の申請地につきましては、庄にあります庄南区公民館支所の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、交付基準について御説明をいたします。議案書の49ページをごらんください。こちらの検討内容一覧表を利用しながら、項目についての確認をさせていただきたいと思っております。

まず、項目の1番でございますが、こちらにつきましては、住宅の敷地として利用され、38年間お住まいでございますことから、適としております。

2番につきましては、今回の申請地については、住宅等の進入道路等ではございませんので、検討外としております。

3番、市街化区域内の農地ではございませんことから、検討外としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分または指導を受けておりませんことから、適としております。

5番、こちらにつきましては、農振農用地でないことから、適としております。

6番、農業生産力の高い農地で、土地改良事業の対象農地ではないことから、適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないことから、適としております。

8番、集団性のある優良農地内ではないことから、適としております。

9番、自然災害による被災土地ではございませんので、検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することは困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地である、つまり、38年間自宅として使われて、耕作をされておられませんので、適としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による指導を農業委員会から受けておりませんことから、適としております。

12番、他の法令との調整の見込みがあることから、適としております。

13番、このほか農業委員会が特に必要と認めたものではないことから、検討外としております。

続きまして、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

平成28年11月24日付で、地元の農区長さん及び地元の農業委員さんの現地確認証明書について署名、捺印をいただいております。また、今回地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、家を改築していきたいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

「顛末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しております古賀市■字■■■■番■については、昭和53年に隣接する■■番地とあわせて家屋を建築いたしました。今回、家屋を建て直すための手続をしていたところ、■■番■の一部に建物がかかっていることが判明いたしました。現在のような状況が38年以上続いていることから、農地に戻すことは困難であります。農地法の手続の必要性を知らなかったとはいえ、古賀市農業委員会に対し多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないようにしてまいります。このたび、非農地証明手続申請をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。」との内容で、平成28年11月25日付の顛末書の提出がなされております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 ■■■■■ ありがとうございます。

ただいま事務局の説明事務局の説明が終わりましたので、地元の■■■■委員さん、お願いします。

○委員 3番 ■■■■■ 11月23日に地元庄区の開発委員会を開いております。協議しました結果、特に条件等はありませんでしたので、申請許可を出し、署名、捺印をしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ■■■■■ ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら、何かないですかね。——なければ、採決とらしてもらってよろござ

いますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■ では、4号議案の番号2に対して、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 ■■■■■ 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第4号議案、番号3について、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■■ それでは、第4号議案の番号3について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当農業委員会に判断していただくための議案上程でございます。申請人及び申請地の詳細につきましては、朗読のとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯について、御説明をさせていただきたいと思っております。議案書の51ページの位置図をごらんいただきながら、御説明させていただきます。

まず、今回の申請地3筆につきましては、昭和52年に県道の収用移転先として交換を行い、40年前に今回の申請地以外の倉庫部分については、転用の手続を行い許可をとっておりました。

しかしながら、今回の申請地3筆につきましては、同様に40年前に建築を行っておりますが、転用の申請が出されておりました。課税につきましては、建築当時より宅地として課税されていたことから、そのまま気づかず現在の状況に至っております。

今回、土地の名義を会社名義へ変更するため、登記簿を取得したところ、事の顛末がわかり、農業委員会事務局へ相談がありましたことから、今回の非農地証明に至りました。

では、位置図の御説明をいたします。まず、位置図につきましては、県道筑紫野古賀線北部ブラザ前信号の北東に位置します、地図上丸囲み内の斜線の3筆でございます。

続きまして、カラー刷りの資料1の3ページ及び4ページをごらんください。今回のこちら記載しております3ページの写真につきましては、議案書の51ページに中尾工業所、テクノパック等で記載しております倉庫の写真でございます。

こちらの資料3ページ、カラー刷りのほうの左上のほうに地番を記載しておりますけれども、■■■■の■につきましては、建屋がかかっております部分、■■■■の■につきましては、こちらの通路部分となっております。51ページの議案書につきましては、ゼンリンで示されておりますことから、道路、法面及び山林部分が記載されております筆が■■■■の■となっております。

また、■■■■の■の部分につきましては、こちら資料3ページの右横に載っております建屋の部分がかかっておる部分となっております。

では、資料1の4ページをごらんください。こちらは、上空から写した部分でございます。こちらの4ページをごらんいただきますと、[ ]の[ ]が全て山林化したように見えると思いますけれども、こちらのちょっと3ページのほうを見比べていただきますと、既にもう建屋の部分に竹が生い茂っている、もう上にかかっているような状況でございます。よって、航空写真からは見えづらい部分となっておりますが、[ ]の[ ]、上空から写しますと、全て竹林に見えますが、こちらの一部に進入路、アスファルト舗装した部分が一部含まれておる部分でございます。

では、次に交付基準について御説明をさせていただきます。議案書の52ページをごらんください。議案書52ページに記載しております検討内容一覧表の項目に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、項目の1でございますが、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過とございますが、今回40年経過しております、こちらの住宅等の敷地として利用されている部分が[ ]番[ ]及び[ ]番[ ]でありますことから、適としております。

2番、住宅等の進入道路、その他生活上不可欠な道路敷とございますが、こちらにつきましては[ ]番[ ]の一部がアスファルト舗装されておまして、こちらにつきましても建築後40年を経過しておりますことから、2番につきましては適としております。

3番につきましては、市街化区域内の農地ではございませんことから、検討外としております。

4番につきましては、農地法第51条の規定による違反転用処分または指導を受けておりませんので、適としております。

5番につきましては、こちらは農振農用地ではないことから、適としております。

6番につきましては、土地改良事業の対象農地等ではございませんので、適としております。

7番については、農業施設等の補助対象農地ではございませんので、適としております。

8番につきましては、集団性のある優良農地内ではございませんので、適としております。

9番については、自然災害による被災土地ではありませんことから、検討外としております。

10番につきましては、40年間既に宅地として課税されており、また建築をされておりましたことから、適としております。

11番につきましては、農地法第30条第3項の指導を受けておりませんので、適としております。

12番につきましては、他法令との調整の見込みがございますことから、適としております。

13番につきましては、その他農業委員会が特に必要と認めたものではございませんことから、検討外としております。

続きまして、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

地元の現地確認書につきましては、平成28年11月15日付で、地元の農業委員さんに署名、

捺印をいただいております。

なお、本件につきましては、農区長が病気のため不在をされていらっしゃいましたので、農業委員さんに代決、一任をいただいております。

続きまして、地目変更後の申請地の利用方法でございますが、利用方法といたしましては、地目を宅地に変更し、名義を会社名義へ変更し、そのまま利用していきたいとのごです。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

「顛末書、古賀市農業委員会会長殿。私が所有しています古賀市新原字中ノ坪■■■■番■■■■、■■■■番■■■■、■■■■番■■■■については、それぞれ昭和52年に交換をし、平成22年に相続をいたしました。約40年前の当時の所有者より、農地法の手続をせず、農地以外としてこれまで使用されてまいりました。

今回、測量を行ったところ、一部が建物にかかっていることが判明いたしました。現在のような状況が40年以上続いていることから、農地に戻すことは困難であります。農地法の手続の必要性を知らなかったとはいえ、古賀市農業委員会に対し多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないようにしてまいります。このたび、非農地証明手続をさせていただきますので、何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。」以上の内容で、平成28年11月14日付の顛末書の提出がなされております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長 ■■■■ ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の■■■■委員さん、お願いします。

○委員 9番 ■■■■ 先日、申請人より二日市古賀線の拡張に伴う県の承認も得とったということで申請がございまして、現在建っている建物を40年以上使用しているということで、新規に増築、建て増しの検討をしない、今のままで現状了承をお願いしたいという申請がございまして、新規に建築物もございませぬし、40年来何ら地元に対しても被害は出ておらないことから、代表役員で協議いたしました結果、問題ないやろうということで署名いたしております。御審議よろしく願いいたします。

○議長 ■■■■ ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら。何かないですかね。——なければ、採決とらしてもらってようございますでしょうか。■■■■委員、どうぞ。

○委員 15番 ■■■■ 多分今現在はこういう事例は、もう発生しないんじゃないかと。いわゆる計画段階、申請段階と完成後の状況という、基本的に実施しなくちゃいけないので、今回のように一致してないということは、完成後の確認がされとらんということだろうと思

うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長 [ ] 事務局。

○係 [ ] 今委員より御質問がございましたが、現在平成21年度の法改正以降は、工事の進捗状況報告書及び完了報告書の提出というのが義務付けされております。

しかしながら、過去の転用につきましては、そういった工事の進捗状況でございますとか、また完了の報告というのが義務付けられておりませんでしたことから、そういった取り込んでしまった、また転用のときにほかのところまで増築してしまった、そういった案件が過去のもので多く見受けられるところでございます。

また、本件につきましては、県道の収用移転であることを冒頭に御説明させていただきましたけれども、その際に当時収用移転の関係で、県の担当者のほうからここはもう全部開発して大丈夫だからといったような概要で、その際に転用の申請が必ず必要というような内容が示されておらなかったことから、取り込んでしまったことであるということと話を伺っております。

今後は、こういった取り込むというのは、通常では考えられない案件でございますけれども、やはりこういったことは今後起こらないように、また工事完了しました後は、私ども事務局のほうでも現地確認を行っておりますので、そういった指導体制につきましては、今後はそういったことが起こらないような体制に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 [ ] ようございますでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかに何かありますか。ありませんか。——ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、4号議案、番号3に対して、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第4号議案、番号4について、事務局。

○係 [ ] それでは、番号4に入る前に、少し御説明をさせていただきたいと思えます。

番号4と番号5は、同一案件での事業が今後計画されておりますことから、4号議案と5号議案の読み上げを同時にさせていただきまして、内容説明も同時にさせていただきたいと思えます。

審議につきましては、番号4及び番号5、別々に審議をお願いして、可否のほうを決していただきたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○係 [REDACTED] ありがとうございます。

〔議案朗読〕

○係 [REDACTED] それでは、第4号議案の番号4及び5について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当農業委員会に決定していただくための議案上程でございます。申請人及び申請地の詳細につきましては、先ほどの朗読のとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明に至る経緯について、御説明をさせていただきます。54ページ及び57ページの位置図をごらんいただきながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の申請地の周囲につきましては、平成22年に山林化した農地を岩石採取、いわゆる土取りでございますが、こちらを行った場所の隣接地となっております。

平成22年の際に、同様に隣接地は農地でございましたことから、農地法第5条の農地の転用ということで申請を行いました。こちらの隣接地につきましても山林化をしておいたことから、農地転用には当たらないとの県からの見解がなされ、転用としての受け付けができませんでした。

よって、その後非農地証明によって申請を受け付け、非農地証明を発行し、岩種採石に伴う工事を行ってきた経緯がございます。

今回の申請地の番号4及び5につきましても、同様に岩種採石を目的としていることから、3カ月前に申請者より御相談がございましたので、福岡県に事前に相談を行ったところ、同一事業、同一目的であり、また今回の申請地についても山林化をしていることから、福岡県としては5条申請は受け付けない。よって、非農地決定通知もしくは非農地証明で対応するよう指示がございました。

また、番号5につきましては、現地でも御確認いただきましたが、山林化しているような様相を呈してなかったことから、同様に福岡県に御相談いたしました。やはり同じ内容を同一目的であること、また20年以上耕作放棄をされているといった現状から、5条申請では受け付けない旨の回答がございましたことから、今回の非農地証明の申請に至ったところでございます。

では、位置図の御説明をいたしますので、まず番号4について、54ページのほうをごらんください。

今回の申請地につきましては、薦野にあります清瀧橋の南側及び南西に位置します斜線部2筆でございます。

続きまして、番号5の位置図を御説明いたしますので、議案書の57ページをごらんください。

こちらも同様でございますが、薦野にあります清瀧橋の西側に位置します斜線部1筆でございます。

続きまして、交付基準について御説明をさせていただきます。

まず、番号4について御説明をさせていただきますので、55ページをごらんください。こちらの検討内容一覧表に沿って御説明をさせていただきます。

まず、項目1でございますが、住宅等の敷地として利用されておられませんので、検討外としております。

項目2につきましても、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷ではございませんので、検討外としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、検討外としております。

4番につきましては、農地法51条の違反転用処分または指導を受けておられませんので、適としております。

5番につきましては、農振農用地区域内の農地ではないことから、適としております。

6番につきましては、土地改良事業の対象農地ではないことから、適としております。

7番につきましては、農業施設等の補助対象農地ではないことから、適としております。

8番につきましては、集団性のある優良農地内ではないことから、適としております。

9番につきましては、自然災害による被災土地ではございませんので、検討外としております。

10番につきましては、20年以上耕作放棄され、また将来的にも農地として使用することは困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地であることから、適としております。

11番につきましては、農業委員会から農地法第30条第3項による指導を受けておりませんので、適としております。

12番につきましては、他の法令との調整見込みがございますことから、適としております。

13番につきましては、農業委員会がその他特に必要と認めたものがないことから、検討外としております。

引き続き、58ページをごらんください。こちらの検討内容一覧表に沿って御説明をさせていただきます。

先ほどの番号4とほとんど同様でございますが、項目1につきましては、建築後おおむね20年以上経過して、こちらは住宅等の敷地として利用されていないことから、検討外としております。

2番につきましては、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷ではございませんので、検討外としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、検討外としております。

4番につきましては、農地法第51条の規定による違反転用処分または指導等を受けておりませんので、適としております。

5番につきましては、農振農用地ではございませんので、適としております。

6番につきましては、土地改良事業の対象農地ではないことから、適としております。

7番につきましては、農業施設等の補助対象農地ではないことから、適としております。

8番につきましては、集団性のある優良農地ではないことから、適としております。

9番につきましては、自然災害による被災土地ではございませんので、検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められると考えられるため、適としております。

11番につきましては、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんので、適としております。

12番につきましては、他法令との調整の見込みがあることから、適としております。

13番につきましては、その他農業委員会が特に必要と認めたものがないため、検討外としております。

次に、地元における現地確認書について御説明をさせていただきます。

平成28年11月19日付で、地元の農区長及び農業委員さんにそれぞれ番号4及び番号5についての署名、捺印をいただいております。

続きまして、地目変更後の申請地の利用方法でございますが、申請が認められた後は、地目を山林に変更し、岩種採石区域の第2期工事として岩種採石、いわゆる土取りを行っていきたいとのことでございます。

説明は以上でございます。それぞれ番号4及び番号5についての御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 [ ] 事務局の説明が終わりましたので、地元の [ ] 委員さん、御説明をお願いします。

○委員 16番 [ ] ただいま事務局から説明がありましたように、先月11月19日、農区長と申請者の内容を確認。今説明がありましたように、同一事業、同一目的のために、県のほうは5条申請を認めないということで、非農地証明ということでもございました。我々も納得して署名、捺印をいたしました。

以上でございます。

○議長 [ ] はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら、番号4に対して。何かないですか。——ないようでしたら、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] では、第4号議案、番号4に対して、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、番号5、申しわけないですけど、地元委員さんお願いいたします。

○委員 16番 [ ] これも皆さんきょうご覧になりましたように、台帳は田ということですが、現況は原野ということで、4の地目、山林ですが、どのようにしてもこれはもう県の見解に従おうということで、文書に捺印しました。

以上です。

○議長 [ ] はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明を終わりましたが、何かほかに御質問ありましたら。ないですか。——ないようでしたら、第4号の5に対して採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] じゃあ、第4号議案、番号5に対して、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 [ ] 続きまして、第5号議案、開設設定について、整理番号1、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係長 [ ] 開設の日程の議案の説明に入ります前に、スケジュールと、あと市民農園の整備運営計画書、今回の審議のポイントについて御説明をさせていただきます。

お手元の資料2をお願いいたします。まず、1点目、スケジュールからです。1ページの手順の中で、現在は開設手続の段階となります。

上から5番目の開設手続となります。11月期の農業委員会で、区域指定の決定がなされたことを受けまして、その後県と区域指定に関する協議を行い、11月25日付、県の同意を得て同日で区域指定の報告を行っております。

また、あわせまして11月25日付申請者から、整備運営計画の申請が市のほうに提出されております。

それを受けまして、市で開設の日程を判断するに当たり、農業委員会の決定が必要になりますので、今回の議案上程となっております。

これからの予定としましては、農業委員会の決定を経まして、市が日程の手続を行い、その結果を県のほうへ通知をいたします。その後、工事に入る予定であります。

2ページをお願いいたします。こちらが市民農園の開設方法になりますが、内容につきましては、区域指定のときにも御説明しておりますので、今回の申請については真ん中のところになりますけれども、農家が開設する市民農園整備促進法によるものというところになります。

3ページをお願いいたします。こちらが、11月25日に申請者のほうから提出された整備運営計画になります。1につきましては、土地の所在等を記載をしております。

4ページをお願いいたします。こちらは、農園に整備される施設の内容になります。井戸、トイレ、ごみ置き場兼作業工具置き場を設置いたします。構造及び面積は記載のとおりであります。

3、開設の時期につきましては、29年4月1日からとなっております。

4、利用者の募集につきましては、広報、チラシ、看板等を利用して、選考方法につきましては、先着順で全区画終了までとなっております。

5、利用期間は1年、その他の条件としましては、1区画年1万円、1区画25平米の30区画と、その他の条件としましては、利用者の希望による価格の貸し出しをいたします。

6、市民農園の適切な利用を確保するための方法としまして、栽培に関するアドバイスや施設の利用に関する説明を申請者のほうで行います。

5ページをお願いいたします。こちらは、資金計画になります。支出としましては、整備の費用が165万3,998円、それに対します収入としましては、自己資金のほうで115万3,998円、市からの補助金が50万円となっております。

調達方法につきましては、記載のとおりであります。

8、市民農園の農地転用に関する事項です。(1)につきましては記載のとおり、(2)は該当がございません。(3)は、工事着手から供用開始までの時期を明記をしております。(4)につきましては、被害防除対策でありまして、内容につきましては、周辺農地の影響がないよう、申請地の北側及び南側に木杭及び木板による土留め対策、排水対策としましては、北側に簡易側溝を整備し、既存の仮柵で接続いたしまして河川放流をいたします。

6ページをお願いいたします。(5)につきましては、該当いたしません。

(6)も同様でございます。

9につきましてはですが、①及び②の面につきましては、議案書に添付しております地図及び計画平面図、③につきましては、11月10日付、地元の青柳区農区長より、水利関係承諾書の提出があつておりまして、無条件承諾となっております。

また、隣接農地への承諾もあわせて申請者のほうからいただいております。

7ページをお願いします。こちらが、市民農園整備促進のための一部抜粋になりますが、7ページの第3条ですね。下から6行目までのとこですね。5行目以降のとこになりますけども、こちらが新規のポイントになります。下から3行目から順にいきますけども、①計画内容が県の基本方針に適合するものであること、2つ目が、市民農園の場所が適切であり、かつ規模が妥当であること。

8ページのほうにいきまして、③市民農園の場所が周辺の道路に支障があり、かつ周辺の営農状況及び生活環境の確保に支障がないこと。

4、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正であること。

5、利用期間、市民農園の適切な利用を確保するための方法、(5)に説明。資金計画が整備後の円滑な利用を確保するために、有効かつ適切なものであること。

6、その他政令で定めるに適合するものであることとなります。

9ページのほうですね、今申し上げました内容につきましての該当要件を記載をしております。内容につきましては、後ほどの議案の説明の中で行います。

それでは、議案の説明をいたします。61ページをお願いいたします。

こちらは、位置図になります。区域指定と同様、コスモス広場の南西に位置します畑1筆、田1筆の合計2筆の面積2,230平米となります。

62ページをお願いいたします。こちらが計画図になります。

農園の内容につきましてですけれども、1区画25平米の30区画と、2メートル幅の通路と散水用、飲料用、手洗い用の井戸とトイレとごみ置き場兼作業工具置き場、休憩用の簡易椅子、駐車場15台分を設置いたします。

被害防除につきましては、周辺農地への影響がないよう、申請地の北及び南側に木杭及び木板による土留め対策、雨水排水対策として、北側に簡易側溝を整備し、既存の簡易ますへ接続し、河川放流をいたします。

それでは、先ほどの資料の2の9ページのほうをお願いいたします。

(1) 計画内容が県の基本方針に適合するものであること。こちらにつきましては、県と協議をしてきておりまして、同意も受けておりますので、適としております。

(2) 市民農園の場所が適切であり、かつ規模が妥当であること。まず、場所につきましてですが、こちらは東側に県道筑紫野古賀線、北側に市街化区域と接続します市道京田馬渡線が、市内全域からのアクセスが可能でありますことから、適としております。

規模につきましてですが、現在市内のほうに3施設市民農園がございますが、利用率はほぼ100%の状況であります。

ほか、農園利用を希望する問い合わせも市のほうに数件、四、五件程度上がっておりまして、この農園の開設には市の広報、ホームページとチラシ等ですね、により幅広く周知をいたしますことから、最大で30名程度の利用を計画をしております。

駐車場につきましては、利用者数が最大30名の計画に対しまして、台数は半分の最大15台程度の利用を見込んでおります。

以上につきまして、規模は妥当でありますことから、適としております。

(3) 市民農園の場所が周辺の道路等に支障がなく、かつ周辺の営農条件及び生活環境の確保に支障がないことにつきましてですが、周辺道路の通行や営農条件、生活環境の確保につきましては、周辺の農地の所有者の方や耕作者の方に、事前に事業の説明を行い、了解をいただいておりますことから、特に支障がないと判断し、適としております。

11月の10日、指定の審議をいただきましたときに、前面道路の利用について、周辺の耕作者の方等への影響があるのではないかというふうな御意見をいただき、その後、青柳の農区長と協議を行っております。

農区としましても、周辺農地の所有者や耕作者に対し、今事前に説明を行って了解を得ているということから、特に支障はないと考えておるといふところでございますが、その際に、南側ですね、セブンイレブンがございます南側の道路からの通行にすれば、道路幅も北側に比べて若干幅が広い、約5メートル程度あるといふところから、離合できる場所も、ハウスのところに2カ所あるので、影響はないだろうといふふうな御意見をいただいております、その離合場所について、それぞれ了解を得ております。

また、農園の利用者の方につきましても、離合場所の位置を事前にこの施設の紹介をするときに、お知らせをするところ、南側からの道路を通行していただくことや、また実際離合する際は、譲り合っていただくといふところ、あとそういったことを全て含めまして、周辺の耕作者の方には、迷惑をかけないようにといふところで、周知徹底をいたします。

また、現在傷んでおる箇所ですね、穴がほげてる箇所等があり、修繕が必要な箇所がございますが、こちらにつきましては、開園までに地元からの原材料支給で申請者が責任を持って補修工事を行うといふところになっております。

(4) 利用者の募集及び選考方法が、公平かつ適正であることにつきましてですが、募集方法は広報、チラシ、看板等で市民の方に幅広く周知をいたしますとともに、選考方法につきましては、先着順で全区画終了まで行うといふところで、公平かつ適正であると考えまして、適としております。

(5) 利用期間、市民農園の適切な利用を確保するための方法、(5)に説明。資金計画が整備後の円滑な利用を確保するために、有効かつ適切なものであること。こちらにつきましてです

が、施設につきましては、市民農園整備促進及び県の基本方針に定められた井戸、手洗い場、水飲み場、トイレ等、必要な施設を全て備えております。

また、資金計画につきましても、整備費用に係る資金が確保されておりますことから、適としております。

(6) その他政令で定める基準に適合するものであること、こちらにつきましては、全てその他ですね、関係法令等を含めて調整の見込みがあることから、適としております。

以上で説明を終わります。開設の認定につきまして、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

協議する前に局長、この件に関しては地元委員さんは必要ない。必要でございますか。はい、わかりました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元の [ ] 委員さん、御説明をお願いします。

○委員 12番 [ ] 今、事務局から説明がありましたけど、ちょっと私のほうから補足しておきますと、11月の農業委員会での農地としての回復というのが指摘があったんですけども、それにつきましては、その後私が見受ける形では、先日土地の開発作業をしてありましたので、事務局と相談しながら、ちゃんときちんと対応しているんだろうというふうに理解しております。

きょうは実際に見て、それがどこまで回復しているというふうに判断するかどうかと、いろいろちょっと見方が違ってくるのがあるのかもしれませんが、一応私としては土地所有者の方が一応努力されると、そういうところの評価していただければと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長 [ ] ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問があれば。何かないですか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員 3番 [ ] 最初よりも元の状態には復元はされておりましたが、農業委員会としては、せめて最少条件の畑やたら畑であるべきところまで回復ちょっとしてほしかったというのが1点。

それで、本当のところ当初からいろいろそういう、元に戻しなさいと。そして、農業委員の立ち会いにいきますという条件付でかなりやっておったんですが、その事務局の最初市役所のほうに届け出があったんですが、事務局がどれだけ、ただ口頭で「復元しなさい、復元しなさい」と言ったんだけど、前回も言ったと思いますが、それがその程度が相手の方に伝わってないというふうな状況で、ただならせばいいというふうな感じで、もうこれは復元変わらないですが、

我々としてはちょっと畝を立てたりとか、本当は1期作付をしてほしいような条件ですけども、そこまでいくとちょっと厳しいもんですから、せめて簡単な畝でも立てるようにというふうにしてほしいと事務局に言ったんですけど。前回どの程度まで復旧しなさいという写真を撮って、そういうふうな感じで相手方に、この状態ぐらいまで戻してほしいというふうな指導をしてほしいと思いますが、今から先またこういうふうな申請が出るとお思いますので、いつもここで再審議とかなってるようでしたもんですから、そこ辺行政は早く方針を通したいとお思いますけど、そこ辺の指導をもっと確実に、私も写真を見せて、ここまでやりなさいというのが一番いいと思うんです。

以上です。

○議長 [ ] 事務局、何かございます。事務局。

○係長 [ ] ただいまの [ ] 委員の御意見について回答させていただきます。

11月の農業委員会で区域指定を御審議をいただいたときに、さまざまな御意見をいただきまして、私も申請者とそれから協議をしまして、現地も含めて現状回復の状況を口頭でも伝えましたし、現場へ何度か足を運んで確認してきております。

申請者の話をいろいろ聞く中で、いろいろ工程の中でもなかなか今の段階では、真砂土を入れられないといけないという、今の状況では耕作ができないという、難しいという状況は認識しておりますけれども、なかなかちょっとそこまで厳しいというような状況がありました。

ただ、今後の工事につきましては、表土を必ず削ると、30センチから50センチ程度削った上で、真砂土をそれを搬入するというところではっきりと言われておりますし、その工事の進捗状況につきましては、事務局のほうで随時確認していきますということをお伝えはしております。

工事の完了時につきましても、事務局のほうで責任を持って計画どおりに工事をされておるとかというふうな確認もいたします。そういうことにしております。

○議長 [ ] [ ] 委員、ようございますか。

○委員 3番 [ ] いいですか。今ここ何度でも足を運んでいるわけですよ。ですから、最初あったときにそういうふうな指導をちゃんとしとけば、もう1回で私は審議通ったと思うんですけど、それがなされてなかったもんで、こういうふうに2回になったと思うんですね。

じゃけん、後からじゃなくて、最初の初期の段階のときに、そういうふうな指導をきちっとしておかないといけないと思います。

以上です。

○議長 [ ] 事務局、何かありますか。

○係長 [ ] 前回区域指定のときにそういう御指摘をいただいております。そのとき

は、必ず御指摘を受けまして、申請者のほうに伝えております。

ただ、その伝え方がちょっと不十分なところもあったかなというところで、今の状況になっておるといふところではございますが、今後につきましては、きちんと耕作できる状態にしておくといふところで確認をとっておりますので、今後につきましては、私で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 [ ] 委員、いいですか。

○委員 3番 [ ] はい、了解しました。

○議長 [ ] ほかに何かありますか。 [ ] 委員。

○委員 8番 [ ] 計画平面図なんですけども、駐車場のほうですよ。2列になって全部で15台なんですけど、前の車と後ろの車の間隔は、大体2メートルぐらいで、これ奥にとめた車出られないんじゃないかな。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] 駐車場につきましてですが、こちらは申請者が書かれたものであります。基本的に15台は確保するというになっておりまして、この計画図の通路のところは2メートル強になって、確かに前から8台ずつ止めていくということになっておりますけども、後ろ側に止められたら、確かに出られないという状況になりますので、それは実際に施工されるときに、この幅については必ず通行に支障がないようにというところで、これらを確保するように、うまく対策をとるように事務局でも確認をしております。

○議長 [ ] いいですか、それで。ほかに何かないですか。

○委員 3番 [ ] もう一ついいですか。

○議長 [ ] 委員。

○委員 3番 [ ] きょう、あそこのところなんです、河原の土手をずっと通ったんですが、普通のアスファルト道路じゃなくて、今回は砂利を入れて復元すると言ったんですが、私も百姓育ちなもんで、車が出入りすると、もう一回雨が降って2・3回車が通れば、また次穴がほげるわけですね。その後の対策とかいうのは、どういうふうにされてあるのでしょうか。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] 基本的にあちらの川沿いには、2本道路が走っております。川の向かい側と、あと今回のように農園側、あともう一本反対側に山手のほうに3本道路が走っております。利用状況につきましては、二日市線側、あちらが一番通行しておるといふことで、建設課のほうで整備をしております。

農園側の両サイドですね、こちらの道路につきましては、基本的に地元のほうからの原材料支

給で対応するというふうな形になっております。

今回、新たにその農園を設置することによって、通行量が増えるということが当然想定されますので、その辺は利用状況を見ながら、通行に支障がないように、必要に応じて農区と協議をしながら、通行に支障がないような対策をぜひ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 [ ] 委員、ようございますか。

○委員 3番 [ ] はい、わかりました。

○議長 [ ] 委員。

○委員 6番 [ ] ちょっと事務局の対応をほじくるわけじゃないけどさ、市民農園を開設する前、申請があるが、そういうことは懸念されるじゃろ。こういう通路が今の説明ではね、この地図の上側から入られるようなことも言うけどさ、現状見たらあそこ60から1メートル一段差があるというんですよ。徒歩でしか入って来られんよな。

そげんところはさ、向こうは平面図が出た時点でわかるっちゃなかろうかと思うけ、もう少し審議する前に、これで言ったら後手後手の、とってつけたごた説明ばかりじゃね。じゃけ、議案に投げる前に、そういうことはわかっとっちゃろうと思うのよ。あんたらも専任やから。私が非常勤で来ようけど、百姓の息子ばかりがほとんやから、対応の仕方がわかるわけよ。今の現状でも出られんというよな。

もう、この人の考えはわからんことになるよな。市民農園をして、どんどん耕作放棄地でも何でも片づけるのはいいとやけれども、余りにも後でとってつけたごたあるなという地図とか、開設手順とか、こういったのは早うから出とつてもいい書類やからさ、ちょっともう少し検討して、今度は議題は上げてもらいたいと思います。それだけでございます。

○議長 [ ] 事務局、何かこれに対して。

○係長 [ ] ただいま [ ] 委員の御指摘の、まず計画平面図のほうにつきましてですが、こちらの計画平面図のページで62ページからの反対側の道路ですね、道路変わっておりますけども、こちら側からは侵入口はございません。

○委員 6番 [ ] いや、そげんこと言うよつとじゃないたい。そんな細かいこと言いよる訳じゃなくて、これを出す前にわかろうもんって言いよつたい、な。誰が考えても、さっき [ ] 君が言うように、これは車が当たるばいと、毎日15台も来んことはわかっとるけど、僕らも他町村で市民農園ずっと見て来たけんね。来たら1日1台か2台ぐらいのもんばつてんが、これを県に上げないかんのやろう。農業委員会をうんって言わせて、これを上げらにやいかんとでしよう。何や古賀市は、2メートルもないような駐車場で、それは無理やろう言われるもんと言いよるたい。

そじゃけ、その辺もう少し、この議題で反対しよる訳じゃなくて、その辺の書類の出し方とか、そういったものちょっと検証しとってから、議案提出してもらったら、これはよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] ただいまの流れの申請でございますけども、こちらの計画平面図につきましては、既に県との協議の中で提出しておる部分ではあります。

ただ、御指摘いただいております内容につきましては、当然審議に上げる前に、事務局でも精査をしてきておるつもりではございますけども、もう一步踏み込んだ形で、申請者のほうに指導するというふうなことも確かに必要であったというところはございます。

今後の事務手続等ございますけども、そちらにつきましては、きちん申請者のほうに指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 [ ] [ ] 委員さん、ようございますか。

○委員 (6番 [ ]) はい。

○議長 [ ] ほかに何かないですか。 [ ] 委員、どうぞ。

○委員 (15番 [ ]) この62ページの計画平面図なんですけれども、実際の現況ときょう現場で確認もしたんですけども、実際の現況と果たしてこれ合うかなとちょっと疑問を抱くようなところもあったと。ですから、これちょっと事務局のほうに、この平面図が正確性が高いのかどうか、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] こちらの計画平面図につきましてはですけども、こちらは申請者のほうから提出があるところでございまして、これは測量と字図等で確認をして、出されたものであります。

現況と一部違うところがあるのじゃないかという御指摘ですけども、こちらの事務局のほうからは、測量しておるといふところと、字図等でも確認をされておるといふところで、提出を受けておりますので、現状に即したものというふうに認識をしております。

○議長 [ ] [ ] 委員、それでいいですか。

○委員 (15番 [ ]) 余りにも図面と違うんですよ、現況が。ですから、でき上がったものが計画と全然違うのじゃないかということには、ぜひともならないように、その辺のところを事務局のほうしっかり対応していただきたい。

○議長 [ ] いいですか。(発言する者あり) 事務局。

○係長 [ ] こちらの図面につきましては、例えば区画のところは5メートル、5メートルの表記の仕方が多少ちょっと違っておるところがございますけれども、1区画25平米というところの決まりは変わっておりませんので、その辺につきましては、随時施工をしておる段階で、こちらのほうからも指導、確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長 [ ] 委員それでよろしいですか。（発言する者あり）ほかに何かないですか。委員。

○委員 3番 [ ] 私もこの平面図見てですね、私のほうがおかしいんじゃないかなろうかと思っただけなんですけど、全てにおいて何かとってつけたみたいな市民農園のありきの、そういう答弁ばかり聞きよるとですが、最終的にはあそこ真砂をあの上に張るといことなんですけど、これ確認するけど、これできるんですかね。いや、畑として使用できるように、あの辺真砂を張るわけでしょう。これはもう約束っていうのができてるんですか。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] ただいまの中身の質問ですけども、真砂土の搬入につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけども、今の状態では耕作ができないということで、申請者の方も認識されてますし、表土を30センチか50センチはいで、そのかわりに真砂土を持ってくるところは、確認しております。

以上です。

○議長 [ ] ようございますか。

○委員 3番 [ ] いや、前からもう言ってたんですけども、とってつけたみたいな整地の仕方も違いますよね。前はもっとひどかったんですけど、そのときから普通あれでは耕作できないだろうというのと、何か委員の皆さんはそういうふうに確認されるんですが、それを含めて申請者のほうには、伝えてあるんでしょう。

にもかかわらずですよ、今日こうやって本会で現地確認をするということはわかってたんですね。きちんとした状態で、本当は確認したほうがいいっていうのはわかるはずですよ。それすらしてないので、それであの上に真砂を張って使用できるかどうかっていうのが、ちょっと疑問なんですけど、大丈夫ですかね。市民農園としてきちんと機能するような、そういうのはできるんですかね。

○議長 [ ] 事務局。

○事務局長 [ ] 前回、地区指定を受けたときから御意見いただきまして、対応したところがございます。ちょっと事務局で迷ったところがあります。ある程度の起耕を、土を起すところまでは確実にしていただくと。また、可能な限り石等はのけていただくというところの話と、あと土の入れかえのところは確認しております。

1つちょっと迷ったところが、大幅に土を入れ替えたところで、立派な畑となるところでございますが、この計画を認めていただいて、工事に入るというところもございましたところから、若干見目がああいう状況でございましたが、土の入れ替えはその後にするというところで、確認をとったところでございますことから、きょうのような状態で視察をいただいたところです。

○議長 [ ] 委員、それでいいですか。

○委員 3番 [ ] はい。最終的にきちんとなれば、それで何も言うことはないんですけど、今までの経過を見ても、少し心配しなきゃならない面もあるものですから、普通の議案とちょっと違うなど。普通の感性だったら、もう少し皆さんが納得するような方法をとるんじやなかろうかという思いがあったものですから、ああいう聞いたわけですが、最終的にきちんとなれば問題ないです。

○議長 [ ] 事務局。

○事務局長 [ ] 事前の段階、役員会でもちょっとお話させていただいておりますが、基本的にこの事業は市が見ていくものでございますから、完了までは確実に行っていただきますし、補助事業となりますことから、完了終えないときは、事業として完了しないということになりますから、補助自体も取り消しということになってくるかと思っております。

そうならないように、確実に事業の遂行を、地権者のほうに促していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 [ ] 委員、それでよろしいですか。ほかにないですか。 [ ] 委員、何か。

○委員 13番 [ ] これ先に盛土して、作り土を入れて、ちゃんと畑ができるような状態にしてね、そして申請は上げられんわけ。それ先に許可しないと、土は入れられんわけ。それ反対じゃない。

大体それ作業を農産物ができるような状態で申請するのがさ、当たり前だと。ここを先に許可とってね、土をはいで、真砂土を入れますと、今から。それで済いませんけど許可をお願いしますじゃ、それちょっとおかしゅうないかいのと思うたいね。先にやっぱりちゃんとした畑を耕作できるような状態にして、その申請をかける。そしたら、私たちが分かるけどあれじゃ耕作はできんよね、あれじゃね。

そこのところ、ちょっと作業が、その農産物の栽培ができるような状態で、市民農園の申請するのが当たり前。その許可を農業委員会でいただいたら、後からその作り土を50センチはいでどうたらこうたら、とか言うたら、さっきの委員さんも言われたように、本当にやるんかいな。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] 今の条件につきましてですけども、こちらちょっと資料の2でお配り

してますけども、ここで手順としてやる中で、開設の手続の後に開設の準備として、右のほうに許可の整備というふうに入っております。

この整備の中に、要は真砂土を今回入れていくような形で、農園として設置するというところで進めてきておるところではございますけれども、事前にその真砂土を入れることが、その例えば手続を踏まえる前の段階に行えることもあるんじゃないかというところは、正直ちょっと事務局のほうでも判断があったところではございますけれども、今の状況では、当然農園としては何か出たら、耕作できる状況ではないのは、申請者のほうも十分認識をしておりますので、それにつきましては、手続が終わった後、工事の中でその辺については整備していくと。

この整備が終わった後は、貸付協定というのを市と申請者のほうで結びます。それを結ぶ際も、当然農園としてきちっと整備をしておかないと、市もそういった協定は結ばませんので、その時点で確実に耕作できるような状況であるというふうなことで、きちっと整備をしていきたいというふうに考えておりますので、考えております。

以上です。

○議長 [ ] 委員。

○委員 14番 [ ] ここに松杭擁壁っていうのがあるんですが、1.5メートルですね。50センチ中に埋めますということだと思います。あとの擁壁のこの右側の部分、耕作の面ですか、これは。ここのを言ってるんです。何を意味してるんですか、この線は。(発言する者あり)

だから、図面は前にちゃんと付けかえないと、説明がはっきりできないでしょう。

あとね、1.5メートルで、1メートルで出て、それで周りの高さが合うんですか。そして、もう一つ、そのように組み込んでいるところがあるのは、それは溝です。溝の幅は何本ですか。南側は要らないんですか。里道の棒だったら、両サイドに土が落ちる場合がありますよ。どのように考えてます、それを。

○議長 [ ] 事務局。

○係長 [ ] まず、1点目の松杭擁壁のところの横断図のほうですけども、2つ上と下とございまして、下のところですね、真ん中に杭がありまして、右のほうに、右上にあります。これは上の地盤の高さ、計画の高さでありまして、下のほうの0.5というのは、これは杭を打つ深さといいますか、そういったところに。全体としては、杭の長さは1.5メートルになります。

○委員 14番 [ ] 1メートルで足りませんか。私が言ってるのはそこを言ってるんですよ。出てる部分。

○係長 [ ] はい、出てる部分は、……。

○委員 14番 [ ] ここより高さがあるんじゃないかということ言ってるんです。高さも測られました。

○係長 [ ] そこは申請者のほうで高さ等を確認して、土留めとして機能するように設計をしたと。

○委員 14番 [ ] それ落ちないようにしてくださいね。南側は水路が無いじゃないですか。これは大丈夫なんですか。例外豪雨が起きたときに、これは落ちますよ。

○係長 [ ] 北側に簡易側溝をつけているというところで、南側にはないということになりますけども、基本的には自然流下というふうな形になります。

それでも、豪雨等があるということがありますので、若干側溝のほうには、当然勾配もつけるというふうな形にはなります。

○委員 14番 [ ] いや、想定外というのがありますからね、こういうことは。

○係長 [ ] そういった想定外も含めて、そのところまでは修正するような形で、水路の幅は簡易側溝です。（発言する者あり）つもりじゃなくて、側溝を入れます。U字側溝を、はい。（「これ両方実施すればいい」と呼ぶ者あり）

○議長 [ ] ちょっとみんながたがた言わんで、順番をお願いします。委員、もう少しあるでしょ。事務局。

○委員 14番 [ ] 心配してるんだよね。

○議長 [ ] 今の事務局の説明でいいですか。

○委員 14番 [ ] 本気で言ったらどうなの、南側は。水がこぼれてきません。全体的に斜めにするの、これ。

○議長 [ ] はい、事務局。

○係長 [ ] 例えば、全体の計画として、図面等で前にちょっと御指摘をいただいております。これにつきましては、申請者のほうにはきちっと内容は伝えます。ただし、施工等に関しては、当然農圃として開設するわけですから、その利用に支障がないようにというところで、随時申請者とも話をしていきますし、その工事の施工状況については、こちらのほうできちっと管理をしていくということでもあります。

最終的に工事が完了した段階では、当然検査もいたしますし、その後の貸付協定等含めて、整備状況については確認をしていくというところでもあります。

以上です。

○議長 [ ] ほかに何かないですね。もう最終的に、市の管理責任が出てきますので、その辺がないように管理、施工してもらえば問題ないと思いますが、皆さん、それでよろごさいますか。ほかにないですかね。委員さん、どうぞ。

○委員（12番 ██████████） 今の要するに心配事は、技術的な強度とかありますので、そういうことだと思うんですけども、それを先ほど管理する立場からすると、市のほう、事務局のほうでやられるだとか、県でやられるだとか、そういうちょっと話と申しますけども、それでちょっとこのそういう技術的なアドバイスをいただきますというようなことがわかりましたら、聞かせてほしいんですけども。

○議長 ██████████ 事務局。

○係長 ██████████ 当然、こちらのほうで施工管理ですね、そちらのほうはしてきます。今その技術的な中身の考え方ですけども、基本的には市の事務局で確認をしていくということですけども、農林振興課のあたりが当然そういう工事の専門の職員もおりますので、そういった職員にも随時確認をとりながら、その施工でいいのかというふうなもの、我々がわからない部分も出てきましたら、そういう専門の職員に随時確認をしていきながら、指導していくというふうな体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員 12番 ██████████ わかりました。ありがとうございます。

○議長 ██████████ ほかにないですね。——なければ、（「ちょっと」と呼ぶ者あり）██████████委員。

○委員 15番 ██████████ いろいろ御意見出ているようなんですけども、確かに擁壁の強度の問題とか、平面図の正確性の問題とか、さまざま、いわゆるその辺のところがある程度について見えてくれば、それで判断はしたいと思うんですけども、その辺がよく見えないという段階で、もう少し時間かけて協議されてもいいですよ。

○議長 ██████████ はい、御意見は、済いません、ちょっと時間が長くなったんで、ちょっと休憩とりたいと思います。5分間。

午後5時50分休憩

午後5時58分再開

○議長 ██████████ ほかに御意見ないですか。██████████委員。

○委員 2番 ██████████ 皆さん方の意見をずっと聞きまして、総合的にやっぱり駐車場の図面と駐車場とか、貸し農園の専門の水利の点の精査をしてもらうということ、また、今の段階、現地を見てもらったとおり石がごろごろして、とてもこの貸し農園をされて、借られる方に苦情が出ようと思っておりますが、今の状態でですね。

ですから、まだ真砂とか入れかえて、畑として野菜とかいろいろなものを作られるようにしてもらいたいと思いますので、また前面道路の補修ですかね、その点もろもろあわせて、今日ほも

うこの審議は定まらないと思いますので、継続審議にしてはどうでしょうかねと思っております。皆さん、再度どうですかね。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長 [ ] それじゃ、事務局。

○事務局長 [ ] 継続審議は事務局がどうこう言うことではございませんけど、一応これ作業の確認をちょっとさせていただきたいと思います。

ちょっと迷ったところが、表土の入れかえを転用じゃございませんけど、着工というところに判断されないかというところがありました、いやいや、それは畑の状態に戻すことだよという委員さんの御意見だと思っておりますので、そこについては、申請者と十分協議して、来月には畑の状態に戻すというところは、確実にやりたいと思います。

擁壁というか、土留めのところは、ちょっと着工となりますので、そこはこの計画が許可された後にさせていただけたらと思っております。

図面については、見た感じちょっとまだまだ不備があるというところがございますので、これについては申請者にその御指摘を伝えて、現状と計画されたところにさせていただきたいと思っております。

しかしながら、市民農園ということでございますので、建築物が建つような精度の高いものになるかどうかはわかりませんが、その辺は現状の確認と、ある程度面積の確認をもって御了解いただければと思っておりますし、県に提出するものでございますので、それが通らないような図面は出しませんので、そういったところでちょっと御理解をいただきたいと思っております。

○議長 [ ] ありがとうございます。ほかにありませんか。

○委員 2番 [ ] 今の件ですね、何かもう認定、私たちが認定するありきで物を言うように言っておりますからね、事務局が、それはおかしいんじゃないかなとって、私は継続してもらいたいと思っております。

はっきり今の段階で認定したら、いや、これで農業委員の方認定して、もう畑の状態じゃないのに、最初にそれありきにしたら、私たちに投げかけられても、それは逆やなからうかと思っております。

○議長 [ ] 事務局。

○事務局長 [ ] 決して認定ありきで発言したわけではございませんが、当然ながら市民農園として開設するために、どのような行為をしていったらいいかというところの確認をさせていただきました。

土の入れ替えと、それと水のこととかもありましたので、その辺の委員の中で、ほとんど自然流下がきちんと機能するようなどとさせていただきたいと考えております。

前面道路については、これは次回直ってる可能性がついてますし、年度内に農区と相談しながら

ら、水たまりのところについては補修をかけていくというところになるかと思ひますし、副会長おっしゃったような、その当然ながら、これが市民農園になるような指摘を受けたわけですから、それに対してまず対応をきちんとやっていくというところでの発言ですので、そういった気持ちはありませんので、よろしくお願ひします。

○議長 [ ] それだけですか。それでいいですか。

○委員 2番 [ ] もういいか悪いか、もう延ばされないような話になりよるからですね、何か。

○議長 [ ] 延ばされんことはないと思うんですけど、基本的に今まで出た意見の中において、やはり果たしてあれが本当に農地であるかどうかという確認がとれば問題ないんですけど、その辺がはっきりした答えが出てきてない中において審議かけたもんですから、皆さんいろいろ言われたと思うんですよ。

だから、その辺の確約もらえば、もらえるまでやっぱりちょっと今日の意見の中においては、継続審議せにや、なかなかおさまりがつかんかならうかと思うとですたいね。

そういう形で、来月の1月の審議のときにはっきりしたいいつまでこうしますと、いついつこうしますという答えが出てくれば、問題ないと思うんですけど、地元の委員さんもその辺はっきりしてもらわんにや大変と思ひますし、皆さんも同じような今後市民農園ができるとき、やはり同じようなことを言われると思ひますのでね、やはりここはある程度は確認がとれる状況の中において審議したいと思ひますので、今回は悪いけど継続審議としたいと私は思ひます。

ただ、最後がそれで皆さんに決をとりたいと思ひますが、それでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [ ] それでは、第5号議案、番号1に対しては、計画性がはっきりした時点で審議し直すということで、今回は継続審議とさせてもらいたいと思ひます。そういうことでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、賛成されます方は挙手でお願ひします。

〔賛成者挙手18/18名〕

○議長 [ ] じゃあ、継続審議ということでお願ひいたします。

本日の審議はこれで全て終了しました。古賀市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後6時15分閉会